

※「限度額適用認定証等」と「医療費通知情報」を主に抜粋
しております。
すべての説明をご覧になりたい方は、厚生労働省のHPを
ご覧ください。

厚労省 マイナンバーカードの健康保険証利用について

検索

千葉県医業健康保険組合

ピピッと簡単！



マイナンバーカードの健康保険証利用について
～医療機関・薬局で利用可能～

令和4年1月

2

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

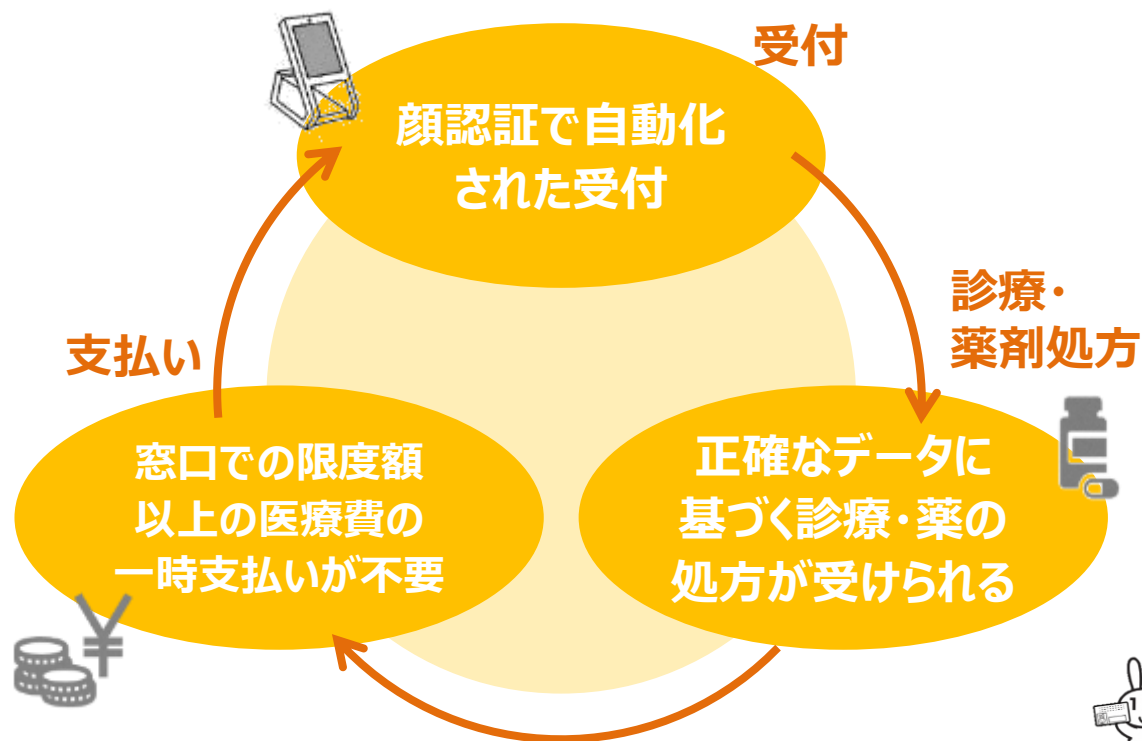
通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！



特定健診や薬の
情報をマイナポータル
で閲覧できる

マイナポータルから
e-Taxに連携し、
確定申告が簡単に

健康保険証として
ずっと使える



2

いつもの支払が変わる！（限度額適用認定証等※₁の事前申請※₂及び提示不要）



急な入院で多額の支出が発生…
高額療養費制度の書類の申請が手間だし
間に合わなければ、一時支払いが負担

マイナンバーカードを利用できる医療機関窓口での限度額以上の
一時支払いの手続きが不要になります

高額療養費制度の利用方法
(これまで)

① 限度額適用認定証※₁ 事前申請 → ② 認定証が届く → ③ 認定証を提示

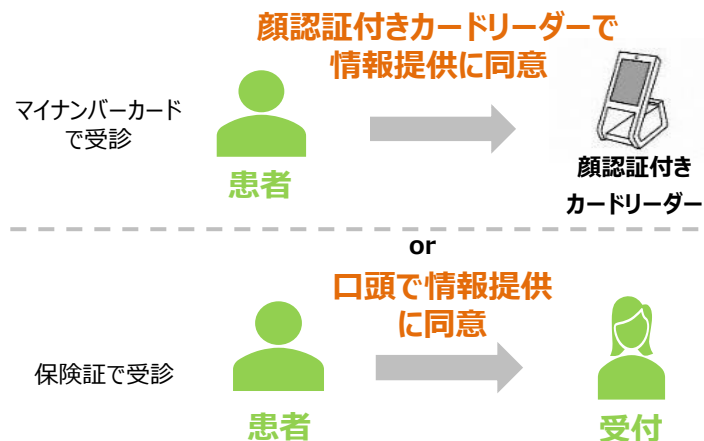


※1窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する書類です。

※2限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者（市区町村民非課税などの低所得者）は引き続き事前申請が必要です。

マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局での
高額療養費制度の利用方法

同意をすると限度額を超える支払いが免除されます！



2 医療機関・薬局が閲覧可能な限度額適用認定証等情報について

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、
- 「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証とは

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

医療機関・薬局に提供される情報

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者（区町村民非課税などの低所得者で事前申請が必要）であれば医療機関に共有されます。

2

確定申告が楽になる！（医療費通知情報を医療費控除申告に活用）



過去1年分の医療費の領収書を
管理するのが大変

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単になります



医療費の領収書を管理しなくとも、
マイナポータルで医療費通知情報を
管理可能



マイナポータルからe-Taxに情報連携
できるから、オンラインで完結

※ 令和3年分所得税の確定申告から

2

マイナポータルで閲覧可能な医療費通知情報について

医療費通知情報^{※1}とは

医療機関・薬局を受診し、医療機関・薬局の窓口で支払った公的医療保険に係る医療費の情報をマイナポータルでの閲覧や医療費控除の申請で利用可能とした情報です。

マイナポータルで閲覧可能な項目

● 受診者情報

(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)

● 医療費通知情報^{※2}

(総額^{※3}、保険者負担額、公費負担額、窓口負担相当額、診療年月、診療区分、診療実日数、医療機関等名称)

※1 マイナポータルにおける医療費通知情報の閲覧は令和3年11月から開始します。

※2 3年間分を保存し、被保険者・被扶養者が任意に指定した範囲を閲覧可能。令和3年9月診療分以降の情報を表示します。

※3 下記療養費等は含まれません。

- ・高額な医療費を医療機関等の窓口で支払い、後日、保険者から支給を受けた場合の高額療養費
- ・立て替え払いをしたときの療養費(保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用装具を作成した場合等)
- ・はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧の施術費用
- ・整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費
- ・保険適用外の費用(自由診療や差額ベッド代等)
- ・審査支払業務を健康保険組合と直接契約している保険薬局で支払った費用

4

どこで使えるようになるの？



「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある
医療機関・薬局で使えます。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

令和3年3月より、マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能な！
初めての医療機関でも、薬局情報等の閲覧履歴を使えば、今までに比べて診療の連携が容易で、より適切な医療が受けられるようになります。*1

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
医療費負担割合が低くなるので、高額療養費制度における医療費を支払う必要が軽減されます。*2

このステッカーが目印！

マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは **マイナポータル**

利用できる医療機関・薬局は厚生労働省の
HPでも公開しています。

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の
医療機関・薬局についてのお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

マイナンバーカード 対応医療機関

検索



5

よくあるお問合せ

Question

Answer

Q.うら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？

A.マイナンバーを見られても、**他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。**マイナンバーを利用する手続では、**顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難**です。

Q.ICチップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのですか？

A.ICチップ部分には、**税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。**健康保険証として使えるようになっても、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

※ ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、**情報を利用するために暗証番号が必要**です。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q.マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

A.**キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫**です。ただし、失くさないように注意してください。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

Q.子供等、本人が顔認証付きカードリーダーの操作ができない場合はどうするのですか？

A.子供等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、**親等の代理人が子供等のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認を行うことができます。**

※ 障がい者の方等、その他のケースにおいても、同様に置き換えて考えていただけます。
※ 待合スペース等にいる子供とマイナンバーカードを目視で確認する本人確認、及び健康保険証の記号番号等の入力による資格確認も可能です。